

感染症法に基づく「医療措置協定」締結についてご協力をお願いします

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、次期新興感染症の発生とまん延に備えるため、都道府県と医療機関の間で「医療措置協定」を締結することが感染症法の改正で規定されました。



滋賀県



病院



薬局



訪問看護事業所

医療措置協定とは？

新興感染症が起こったときに、感染者等への医療の提供ができる体制を迅速に構築できるように、都道府県と医療機関の間であらかじめ対応内容を約束しておくもの

協定を締結した薬局が、新興感染症の発生等の公表が行われてから6か月以内に整える体制

必

- 電話/オンラインによる服薬指導（又は自宅療養者の居所を訪問しての服薬指導）ができる体制

須

- 自宅療養者の居所への薬剤配送ができる体制

任意

- 服薬指導時等に健康観察の一環として、服薬中の薬剤、服薬状況、服薬による体調の変化を確認できる体制

協定について、詳しくは滋賀県ホームページ

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/yakuzi/333996.html>

に掲載していますので、ご参照のうえご検討ください。